

7. 行財政(政治、行財政改革、国際、地方分権・地方自治)

<「行財政(政治)」に関連する要求>

- (1) 市内における各種選挙実施時の投票率向上や期日前投票所の混雑緩和のため、利便性の高い場所への投票所の設置や増設、十分な投票時間の確保等に向けた取り組みを推進すること。また、高齢者や障がいのある人をはじめとする「投票に際して補助を必要とする方」への支援として、病院や老人ホーム等での不在者投票、字の読み書きを支援する代理投票等、選挙制度の改善や周知を工夫すること。 **【補強継続】**



<SDGsの目標とターゲット>

- (2) 昨今の投票率の低迷を解消するため、高校生とあわせて小中学生に対する主権者教育についても教育委員会、選挙管理委員会と連携しての取り組みを強化し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、各団体などによる出前授業の実施や各種啓発活動を充実させ、若者や児童生徒に対し、選挙や政治を身近に感じる取り組みを進めること。 **【補強継続】**



<SDGsの目標とターゲット>

<「行財政(行財政改革)」に関連する要求>

- (3) 各区役所の窓口混雑緩和と申請の簡略化を進めるため、自動案内システムの導入とすべての業務のオンライン化や電子化、キャッシュレス化を進めること。また、市民が複数かつ横断的な手続きや相談がある場合にわかりやすいように、業務による所属名をわかりやすく変更し、かつワンストップ窓口となるような仕組みを構築すること。さらに、市役所の電話のナンバーディスプレイ化や留守番電話機能設置を進めること。 **【継続】**



<SDGsの目標とターゲット>

- (4) 行政での各種手続きや申請書類、市発注業務などの書類等については、押印廃止や電子印を採用するなどの効率化と感染症対策をさらに推進してサービス向上等の周知を市民にはかるとともに、書類の電子化を推進すること。 **【補強継続】**



<SDGsの目標とターゲット>

- (5) 相模原市における事業停止中の私有財産の土地や道路用地、残地については、各土地の有効活用を行うため、土地の使用計画が未定となっている場合などは、土地の当初目的外使用や売却を進めるなどの判断を適切に行えるよう体制を構築すること。
なお、先行取得後に放置されている計画道路用地などは、維持管理費用の削減と市民に対する安全向上のため、「暫定・試験的な歩道や自転車用道路、または駐車場利用」などの効果的かつ効率的な活用を進めること。 **【補強継続】**



<SDGsの目標とターゲット>

- (6) 昨今における災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、市は想定外の状況に対応するため、行財政構造改革プランにおいて現代の流れに則さない政策を廃止や修正するなど、改革を進め、市職員の働き方改革を行うことで市民サービスへの向上をめざす取り組みを行うこと。 **【新 規】**



- (7) 本市においても既に人口増加のピークを過ぎ、人口減少の時期に差し掛かっていることを踏まえ、市内企業等に勤務する職員の市内定住化促進策を講じること。特に、旧町地域の人口減少が顕著であることから、移住者に対する減税措置等のプライオリティの付加や市職員や企業と連携した定住化促進策など、具体的な対策を講じること。 **【新 規】**



<「行財政（地方分権・地方自治）」に関連する要求>

- (8) 今後も様々な分野で広域・周辺自治体との連携が求められることから、政令指定都市市長会、九都県市首脳会議等の広域的な都市間連携の枠組みを活用して繋がりを強化し、地方分権推進とともに地域主権を基本とした取り組みを推進していくこと。なお、各区への権限委譲を進め「区の機能強化による地域課題解決の迅速化」をはかるなど、市民の立場に立った高度な福祉型分権社会をめざすこと。 **【補強継続】**



- (9) 政令指定都市かつ一定の管轄区域人口や刑事事件・民事訴訟件数が一定規模ある中、横浜地方裁判所相模原支部で合議審が実施できていない状況を改善するため、引き続き裁判官を複数配置するよう働きかけること。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、市民が生活上の課題に直面する場面が増加することが懸念されることから、市民に対して安心して法的解決を図ることができるよう現在よりもさらに充実した、気軽に対応できる形での法律相談の実施や情報提供の充実に努めること。 **【補強継続】**



<「行財政（その他）」に関連する要求>

- (10) 市内各公園の「運動ができる多目的広場については、人工芝への改修を行い、市民が利用しやすい運動場とすること。特に「相模原北公園」内のスポーツ広場（多目的広場）については、早期に人工芝グラウンドに改修していただきたい。 **【新 規】**



- (11) 身寄りのない一人暮らしの高齢者等が増えているなか、低額所得者等に割安な家賃で提供する公営住宅では、入居希望者が保証人を確保できずに入居を拒まれる事例が相次いでいる。2018年3月に国土交通省が都道府県と政令指定都市に保証人確保を条件から外すよう促す通知を出していることをふまえ、公営住宅に入居を希望する際に保証人を求めている場合は、関連する条例を改正し、保証人確保の規定を廃止するようにすること。 **【新規/神奈川労福協】**



<SDGsの目標とターゲット>
